

# アダム・スミスにおける 常備軍と武勇の精神

篠 原 久

## 序

1757年に成立した「民兵法」*Militia Act* は、イングランドのみに民兵制度を認めるものであった。2年後の1759年、スコットランドの海上にフランスの海賊サーロー *François Thurot* が現われた事件がきっかけとなり、スコットランド人のあいだに民兵の創設を要求する声が高まった。スコットランドでは、1745年のジャコバイトの反乱のあと、武器を帯びることが、タータンのキルトのようなハイランド風の服装とともに禁止されていたのである。<sup>1)</sup> 1760年には、民兵創設の国民的気運に支えられて、2人のスコットランド議員、ジェイムズ・オズワルドとギルバート・エリオットが民兵制定にかんする法案を下院に提出したが、「反乱いらい15年しかたっていないので、イングランド議員は、スコットランドに武器をもたせることを恐れ、法案は大多数をもって否決されてしまった。<sup>2)</sup>」 こういう事態を背影として、イングランドとの権利の平等と、自衛軍=民兵の創設という2つの要求を掲げて、1762年にポーカー・クラブ *Poker Club* がエдинバラに設立されることになった。アダム・スミスはこのクラブの初期からの会員であった。<sup>3)</sup> しかしスミスは、後年の『国富論』においては、

- 1) 大河内一男監訳『国富論』Ⅲ、中央公論社、1976年、27ページ、訳注〔2〕。
- 2) John Rae, *Life of Adam Smith* (Kelley's reprint, New York, 1965), p. 136, 大内兵衛・大内節子訳『アダム・スミス伝』岩波書店、1972年、166ページ。
- 3) *Ibid.*, p. 134, 邦訳164ページ。A. カーライルが1774年に作成した名簿によれば、会員には、ヒューム、ファーガソン、ロバートソン、ブラック、ブレア、ジェイムズ・ステュアートらが含まれている。 *Ibid.*, p. 136, 邦訳167ページ。ケイムズ卿も会員であった。 Cf. I. S. Ross, *Lord Kames and the Scotland of his Day*, Oxford, 1792, p. 80.

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

常備軍と民兵とを詳細に比較検討し、前者の優越性を例証したのであった。このことから、レーのいうように、スミスの見解が1760年代以来変わったのか、あるいは、スコットランドに公平をもたらす一時的な手段として、かれが民兵創設運動に加わったのであるにすぎないのかという問題が生じることになる。<sup>1)</sup> クラブ創設当初は、スコットランド国民全体が、民兵設立に熱中していたもうであるが、時の経過とともに、知識人のあいだにも見解の相違があらわれはじめた。<sup>2)</sup> レーは、この間の事情を次のように叙述している。「ソールトンの老フレッチャーの考え、すなわち、全般的な強制徴兵制をともなう市民軍という考えがいぜんとして議論の中心ではあったが、いまとなっては、多数の人が強制に反対した。ケイムズ卿をふくむ一派の人々は、強制を全般にする点には反対だが、国防軍 *Fencibles* という考え方、すなわち、各土地所有者に、地代収入の評価額におうじて兵員を調達させ、それで連隊をつくるという考えを支持した。スミスは、このような方法によってつくられる民兵は、昔のハイランドの民兵とおなじく、民兵としては最上であると述べた。けれども、一方の手に剣をもち、他方の手に犁をもった人々による民兵の時代はもはや過ぎ去った。いまでは彼のいわゆる「すべての技術のなかでもっとも高貴なもの」、すなわち戦争の技術に答えうるものは、平和の技術にもっともよく答えうるもの、すなわち分業以外にはない、つまり専業化した兵士による常備軍以外にはないと<sup>3)</sup> 考えたのである。」

文明社会における武勇の精神の衰退（=文明人の柔弱さ *effeminacy*）への憂慮は、スコットランド啓蒙思想家にはほぼ共通にみられる傾向であるが、18世紀中

- 
- 1) J. Rae, *op. cit.*, p. 137, 邦訳168ページ. クラブ創設時のスミスの民兵に対する見解は、「法学講義」の内容を検討することによってある程度明らかになるように思われるが、のちにみるとそこでは明確な態度は表明されていない。
  - 2) 水田洋「アダム・スミスとアダム・ファーガソン」『経済系』第110集, 1976年12月, 16-7ページ. 1776年にもスコットランド民兵制にかんする新法案が提出されたが、再び否決された。この時にはスコットランド議員でさえ、これを支持するものは少なかった。J. Rae, *op. cit.*, p. 138, 邦訳 169ページ.
  - 3) *Ibid.*, p. 139, 邦訳 169-70ページ.

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

葉のスコットランド民兵論も武勇の精神の喚起を主要なテーマとしていた。このスコットランド・ナショナリズムにおける民兵論じたいが「<sup>1)</sup>詳細な研究に値する」テーマであるが、それは次稿の課題とし、本稿ではひとまず『法学講義』と『国富論』におけるスミスの軍事論を考察し、それとケイムズ卿 Lord Kames の軍事改革論とを対比させることによって、スミスにおける常備軍の性格と武勇の精神の内容を検討してみたい。

## I 「法学講義」と『国富論』における軍事論

キャナン版「グラスゴー法学講義」<sup>2)</sup>の第5部（軍備について Of Arms）において、スミスは「兵役の発展」progress of military service を論じ、軍事の担当者が、社会の進歩につれて、国民全体から最上層の者へ、そしてさいごに国民の最下層の者へと変遷してゆく過程を次のように述べている。「社会の初期において、国家の防衛には、別に治政とか特別の準備とかを必要としなかった。国民の全体が、かれらに対してなされるすべての攻撃に反抗して立ちあがった。……土地の占有と身分の差別がいくぶん生じた後には、土地の耕作は当然もっとも賤しい階級にまかせられたであろう。兵役という、骨折りが少くてしかも名譽の多い仕事は最上層の人々によって要求されたであろう。……技術や製造業が増大して、それが注目に値すると考えられ、人々が、それに従事することによって品位を増しえるのを知り、また貪欲の本能から、富める者が戦い

- 1) N. T. Phillipson, 'Scottish Public Opinion and the Union,' in *Scotland in the Age of Improvement*, ed. by N. T. Phillipson & R. Mitchison, Edinburgh, 1970, p. 141. なお、スコットランド民兵論の代表的なパンフレットが水田教授によってリプリントされている。 *Scottish Militia Tracts*, ed. with an introduction by Hiroshi Mizuta, 『調査と資料』(名古屋大学) 第62号, 1977年3月.
- 2) Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, ed. by E. Cannan, Oxford, 1896 (以下 *Lectures* と略す)。このキャナン版の「講義」は1763—4年のものと推測されている。 Cf. L. Meek and A. Skinner, 'The Development of Adam Smith's Ideas on the Division of Labour,' *Economic Journal*, vol. 83, Dec., 1973, p. 1097.

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

に赴くのを迷惑に思うようになると、これらの技術は、最初は活動的野心的な者から軽蔑されたのに、まもなく人々の全注意を要求するようになった。……技術や製造業の改良が上層身分の配慮に値するものだと考えられたときは、国家の防衛は自然に下層の者の職分となった。……ローマでは、騎士が軍隊で働くのをやめた後には、国民の最下層がそれにかわった。そしてわが国では、封建的民兵がなくなると、他の最下層階級がその後をついだ。したがって、これはすべての国における兵役の発展である。<sup>1)</sup> そして国民の最下層の者が兵役につくようになるとはじめて軍規 *military discipline* が必要になってくると主張される。国民全体が戦争に赴くばあいには「かれらはすべて、いわば同じ水準にあり、かれらの共通目的はよく認識されていたので」規律の必要はありえなかつたし、最上層の者、つまり名譽を重んずる人々が出征するばあいには、<sup>2)</sup> 「名譽の原理 *principle of honour* が規律のかわりになる」からである。最下層の者が兵役につくばあいには、「恐怖の原理」*principle of fear* が必要になる。つまり兵士たちが敵よりも自分たちの将軍や将校を恐れるほどの厳格な規律の下におかれが必要が生じるのであって、こういう規律が常備軍によって導入されることになる。<sup>3)</sup> したがつてスミスによれば、「常備軍がいかに多くの非難を受けようとも、社会の一定の時期にはそれが導入されなければならない」のであって、常備軍が存在しなければ「その国は容易に敵の餌食になる」のである。<sup>4)</sup> 「法学講義」では以上のようにして、文明社会の軍事力は常備軍によら

1) *Lectures*, pp. 260—1, 高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社, 1947, 461—2ページ。このあと、社会の発展段階と関連させて次のように言いかえている。「狩猟・牧畜民族にあっては、また民族が農耕へと進んだときでさえ、その全体が戦争をするために出かけた。技術と製造業が進歩しあげると、全体が行くことはできない。そしてこれらの技術は、骨が折れ、大きな利益があるわけではないから……最上層の者が戦争に行く。その後、商工業がさらに進んで、非常に利益が多くなり始めると、国家の防衛はもっとも賤しい者にまかせられる。これが大ブリテンの現状なのである。」 *Ibid.*, p. 261, 邦訳 462ページ。

2) *Ibid.*, p. 262, 邦訳 463ページ。

3) *Ibid.*

4) *Ibid.*, p. 263, 邦訳 464—5ページ。

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

ざるをえないことが説かれているが、同時に、民兵の長所に触れられている点が注目されねばならない。常備軍はもっとも便利な方法で、できるだけ国を害さぬように集められねばならないと述べたあとで、スミスは次のようにいう。「國の公職を有する土豪 landed gentleman に指揮されている民兵が、何人かのためにその國の自由を犠牲にするとは決して予想されえない。そのような民兵は、疑いもなく、他國民の常備軍に対する最良の防衛であろう。<sup>1)</sup>」またスミスは、適正な民兵が建設されていれば、兵士が國民の自由を犠牲にして国王の側につくということはありえないともいう。そしてかれは、このことに関連して、イギリスの常備軍は、「将校は名譽を重んずる人々であり、この國に対して大きなつながりをもっている」ので、その武器を政府に向ける恐れはあまりないと主張するのである。<sup>2)</sup>「法学講義」は学生による筆記という制約もあって、常備軍と民兵との関係が明確にとらえにくきらいがあるが、基本的には常備軍を支持しつつも、防衛の観点と、自由にたいする危険性にかんがみて、民兵制のもつ長所がとりあげられているのである。<sup>3)</sup>

ところで『國富論』第5編冒頭の「防衛費について」*Of the Expence of Defence*においては、「よく規制された常備軍は、あらゆる民兵に優越する」という観点が前面におし出される。そのさい、民兵と常備軍との本質的な区別が、市民的性格と軍事的性格との相違にもとづかされており、「法学講義」<sup>5)</sup>

1) *Ibid.*, p. 263, 邦訳 465ページ。

2) *Ibid.*, p. 264, 邦訳 466ページ。

3) *Ibid.*, p. 263, 邦訳 465ページ。

4) スミスは、商業的精神の短所の一つとしての武勇の精神の衰退に言及した箇所（風習におよぼす商業の影響について）において次のようにいう。「商業国は海外においては恐るべきものであろうし、艦隊と常備軍によって自己を防衛することができよう。しかしそれが負けたばあいには、敵は国内に侵入してきて、容易にこれを征服する。ローマとカルタゴについても同じ観察をすることができる。カルタゴ人は国外ではしばしば勝利をえたが、戦いが自分の国内にもちこまれると、かれらはローマ人の敵ではなかった。」 *Ibid.*, pp. 258—9, 邦訳 459ページ。

5) 「民兵においては、労働者、職人、あるいは商人の性格が、兵士という性格に優越する。常備軍においては、兵士の性格が、他のあらゆる性格に優越する。」 Adam Smith,

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

のいわゆる「恐怖の原理」が、「規則ただしさ、秩序、命令への即座の服従」**regularity, order, and prompt obedience to command**といいかえられ、これが「近代の軍隊においては、兵士たちがかれらの武器を使用する手ぎわや技術よりも、戦闘の状態を決定するのに重要な性質である」と指摘される。<sup>1)</sup>したがって、たとえば、タタール人やアラブ人の牧畜民族の民兵は、平和のときに服従しつけているのと同一の首長のもとで戦争に行くのであるから、厳格な規律、つまりただちに応じる服従の習慣において、常備軍に匹敵し、さらに「どんな種類の民兵も、いくつかの継続する合戦のために戦場で服務したものは、あらゆる点で、常備軍になる」と考えられている。<sup>2)</sup>こういう観点からスミスは、人類史上の三つの大革命、すなわち、ギリシャの諸共和国およびペルシャ帝国の没落とマケドニアの勃興、カルタゴの没落とローマの興隆、西ロー

*The Wealth of Nations, The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Oxford, 1976* (以下 *W.N.* と略す), p. 698, 水田洋訳『国富論』(下)河出書房新社, 1965年, 155—6ページ.

- 1) *Ibid.*, p. 699, 邦訳(下)156ページ. スミスによれば、「規則正しさ、秩序、命令への即座の服従」という習慣は「おおきな団体で訓練される部隊によってのみ、取得されるのである。」*Ibid.*, p. 699, 邦訳(下)157ページ.
- 2) これに対して、(スコットランドの)ハイランド人は遊牧の民ではなく定着の牧畜者であったので、かれらの民兵は、タタール人やアラブ人のそれにはるかに劣ることが指摘されている。「かれらはすべてひとつのきまったく居住地をもっていて、平時においてあるところから他のところへとかれの首長にしたがっていく習慣がなかったので、まして戦時においては、かれにしたがっていくらかでもかなりとおくへいこうとか、いくらかでもながいあいだ戦場にとどまろうという気持がすくなかった。かれらが、なにかの勝利品をえると、かれらは故郷にかえりたがり、かれの権威がかれらをとどめるに十分であることは、まれであった。」*Ibid.*, p. 701, 邦訳(下)158ページ. 「ここでスミスが、ハイランドの民兵を主力としてイングランド正規軍と戦ったジャコバイト……の反乱……を念頭にしていることはまちがいない。……まさにスミスが指摘した通りの事情で、ハイランド兵は望郷の想いにかられて反転してしまい、立ち直ったイングランド軍にカロードン湿原で致命的な敗北を喫したのである。」大河内一男監訳『国富論』III, 19ページ, 訳注〔1〕.
- 3) *W.N.*, p. 701, 邦訳(下)158ページ. 「アメリカにおける戦争がながびいて、もうひとつ合戦がくわわると、アメリカの民兵は、どの点においても、あの〔イギリスの〕常備軍に匹敵するものとなるであろう。」*Ibid.*

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

マ帝國の没落と北方の蛮族の侵入、を民兵に対する常備軍の優越性から説明している。<sup>1)</sup> このあとは、歴史上、封建的民兵に近代常備軍がとてかわることになるが、スミスによれば、常備軍という手段がひとたびある文明国民によって採用されると、その近隣諸国はすべてこの実例にならうことが必要になる。

「かれらはまもなく、そうすることに自分たちの安全がかかっていること、かれら自身の民兵がそういう軍隊の攻撃にまったく抵抗しえないことを、知ったのである。」<sup>2)</sup> こうして、常備軍という手段によってのみ、あらゆる国の文明が維持されうることを論じたのち、スミスは最後に、常備軍への反論をとりあげ、適正に構成されているばあいには常備軍はけっして国民の自由を犠牲にするものではないと主張する。「共和主義の人々は、常備軍を、自由にとって危険なものとして警戒してきた。それはたしかに、將軍の利益および主要な将校の利益が、その国的基本構造を支持することに必然的にむすびついていないところでは、どこでも危険である。……しかし、主権者がみずから將軍であり、その国の主要な貴族と郷土 nobility and gentry が軍隊の主要な将校であるところでは、すなわち、政治的權威 civil authority を維持することに最大の利益を有する人々、かれら自身がその權威の最大部分に参与しているためにそうである人々の、指揮のもとに軍事力がおかれているところでは、常備軍はけっして、自由にたいして危険なものではありえない。」<sup>3)</sup>

「法学講義」では、適正な民兵、つまり「公職を有する土豪 landed gentleman に指揮されている民兵」が存在するばあいには、国民の自由が犠牲にされることではないと指摘されていた。『国富論』ではこういう民兵の長所についての言及はみられない。というよりもむしろ、そういう民兵の長所じたいが常備軍の中に吸収されてしまっているのである。こういうスミスのイギリスの常

1) *Ibid.*, pp. 702—4, 邦訳(下)158—161. 最後の例は「堕落して、腐敗し、放任され、規律のない、民兵となった」ローマの軍事力に対する、訓練と規律においてまさる「牧畜者の国民の民兵」の勝利であった. *Ibid.*, p. 704, 邦訳 161ページ.

2) *Ibid.*, p. 705, 邦訳(下)162ページ.

3) *Ibid.*, pp. 706—7, 邦訳(下)163ページ.

アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

備軍把握を、次にケイムズ卿のそれと対比させてみたい。

## II ケイムズ卿の軍事改革論

ケイムズ卿（ヘンリ・ヒューム）Lord Kames, Henry Home の軍事論は、1774年に出版された『人間史素描』の第2編<sup>1)</sup>の第9章「政府の軍事部門」Military Branch of Government で展開されており、それはポーカー・クラブにおける諸討論の副産物であったと推測される。ケイムズは「軍事精神と勤労精神 a military and an industrious spirit は、イギリスにとって同様に重要であり、そのどちらかが失われると、われわれは破滅してしまう」という確信から、産業活動 industry と製造業を害することなしに、敵からイギリスを防衛しうるような何らかの軍事上の計画を提案しようとするのである。かれによると近代常備軍は、フランスのシャルル7世（在位 1422—61）によって導入され、「現在ではヨーロッパのどこの国においても確立されており、相当な完成度にまで到達している。<sup>2)</sup>」それは、君主の手中にあると強力な武器となり、放棄するにはあまりにも貴重なものとなるのであって、1人の主権者がそのような軍隊を擁すれば、他の主権者たちも自己防衛のためにその例にならわねばならないのである。<sup>3)</sup>ところが常備軍には次のような欠点があるとされる。攻防ともに常備軍に依存するようになると、戦争のために訓練をうけたものを除いては、

- 1) 第2編「社会における人間の進歩」全体のテーマは、愛国心 patriotism を呼び起すことになった。「この〔第2編の〕主題を論じるにあたっては、機会のあり次第、次の重要な教義を提示するようつとめた。つまり、愛国心は社会の基石であるということ、どの国民もそれなしに偉大かつ強力となつたためしはないということ、もっとも強力な国民でもそれが消滅するときには、容易に軽蔑の対象となり、崩壊してしまうということ、これである。」Lord Kames, *Sketches of the History of Man*, Edinburgh, 1774, vol. i, p. 354.
- 2) I. S. Ross, *op. cit.*, p. 180.
- 3) Lord Kames, *op. cit.*, vol. ii, p. 14.
- 4) *Ibid.*, p. 8.
- 5) *Ibid.*

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

だれも武器をとろうとせず「国民は一般にまったく柔弱になり、武器を見ただけで身震いする」<sup>1)</sup>ようになる。つまり、国民の軍事精神が常備軍という狭い範囲におし込められるので、「たとえもっとも遠方の国境においてであるとしても、国家の軍隊が打ち破られたとすると、国全体が征服されることから免れる手段はほとんどない」<sup>2)</sup>ということになり、常備軍は敵にたいする強力な防壁となりえないものである。さらに、常備軍は自由にとって危険なものとなる。「もしも自分自身の軍隊を率いている好戦的な国王が、絶対君主になろうという野心をいだくなれば、そののしかかってくる打撃を避ける手段は存在しない。なぜなら、自分たちの君主に身をささげ、かれの命令を即座にかつ絶対的に実行する規律ある軍隊に対しては、最大多数の柔弱なおくびょう者が何の役に立つというのか。つまり、もっぱら常備軍に依存することにより、また市民法の抑制を恐れる人々の手中に武器をゆだねることによって、軍事国家への強固な基盤がしかれることになる。」<sup>3)</sup>このような常備軍のもつ欠陥に対して、ケイムズは、ハリントンとフレッチャーの民兵論を対比させるが、かれによると、それらはいずれも軍事精神を煽りはするが、人々の心の中に、退屈で骨の折れる労働に対する嫌悪感を生み出すにちがいなく「明らかに産業活動と製造業とに矛盾する」<sup>4)</sup>のであって、イギリスを、商業国にさふわしくないもの、つまり「ヨーロッパでほとんど重要性のないもの」<sup>5)</sup>にさせるのである。つまりケイムズによ

1) *Ibid.*, p. 9.

2) *Ibid.*, p. 10. これと同様な見解がスミスの「法学講義」の中でもみられる。本稿 87 ページ、脚注 4) 参照。

3) *Ibid.*, p. 12.

4) *Ibid.*

5) *Ibid.*

6) *Ibid.*, p. 14. ケイムズはスイスの民兵について次のようにいう。「[スイスには] ハリントンの計画にもとづく完全な民兵が存在する。それは強制されたものでもなく、庸兵でもないところの民兵であり、祖国のために戦うばあいには征服しがたいものとなる。しかもスイス人はけっして怠惰な国民ではない。……（しかしながら）スイス人は、なるほど勤勉であるといえるが、かれらの勤勉は必需品と便宜品に限定されている。つまりかれらは富を求めるよりも、軍事的栄光を求めることがずっと

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

れば、民兵は産業活動の精神と両立しないのである。

以上のような、常備軍のもつ短所と民兵の欠陥にかんがみて、ケイムズは、それらを補うような、新たな軍事制度の計画を提案するにいたる。かれはまず、予備的な考察として、すべての者が武器を執る必要があること、<sup>1)</sup> 兵役が一定年限に限られた強制的な徴兵制をしく必要があることを強調したあと、具体的な計画に入っていく。それは以下の4点にまとめられている。<sup>2)</sup>

1) 土地所有者たちがかれらの地代評価額に応じて、7年間兵役につくことになる男子を調達する。つまり、各州 county の有力な地主たちに特別な権限を与えて、家庭においてほとんど役に立っていない者をつねに選びながら、下層階級の中から兵員を補充させる。このさい、旧軍隊の即座の解散は不当であるので、7年間兵員につくことになっている兵士でもって、空席を満たしつつ、<sup>3)</sup> 旧軍隊を次第に新しい軍隊につくりあげてゆく。

2) 指定期間服役したのち、退役したものは、侵略があったばあいを除いて、再び召集されることはない。かれらは、同業組合の諸規制にわずらわされることなく職業に従事できるよう8ポンドないし10ポンドの褒賞金を手に入れ

---

強いのであって、外国商業を支えたり、奢侈を刺激する技術や製造業をほとんどもないないのである。」 *Ibid.*, p. 13.

- 1) 「なんらかの区別がおこなわれるとすれば、身分と財産のある人々がまず最初に召集されねばならない。かれらが自分たちの国の福祉にもっとも大きな利害関係をもっているからである。」 *Ibid.*, p. 15.
- 2) ケイムズは、7年戦争（1756—63）勃発時の状況の中に「怠惰で不品行な人々を教化させるすばらしい方法」（*Ibid.*, p. 17）を見出す。「フランスとの最近の戦争において、われわれは志願兵役制の外観さえ放棄し、あらゆる男子にかれの国のために戦うよう強制するという堅実な原理のもとに、兵士を補充する必要にせまられた。つまり、治安判事に、市民的職業から容易に時間をさけるような人物を強制的に服役させる権限を法律によって与えたのである。もしも兵役を5年ないし7年に限定する一つの条項が追加されていたならば、その処置は、自由な国においてさえ、申し分のないものであったであろう。」 *Ibid.*, p. 16.
- 3) *Ibid.*, pp. 17—20.
- 4) ケイムズは、イギリスにとって、現在のところ6万人の軍隊で十分だと想定している。 *Ibid.*, p. 17.

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

る資格をもつ。

3) 兵卒 *private men* にかんしては、怠惰はことごとく、かつ永久的に放逐されねばならない。そのため、年間、軍事規律のために 3 カ月間があてられるとすると、残りの 9 カ月間は、道路の建設、架橋、河川・港湾の整備等の公共土木事業に従事することになる。<sup>1)</sup> 将校 *officers* にかんしては、とりわけ軍事精神の復活が望まれる。そのため、(i) 無給将校と有給将校の 2 種類を設け、旗手の任命にあたっては、前者に優先権が与えられるが、昇進において差別があつてはならない。(ii) 7 年間無給で兵役についた者のみが、州を代表する下院議員となる資格を有し、また自治都市を代表する特権を与えられる。<sup>2)</sup> (iii) 無給の将校たちは、栄誉のしるしとして、土地、馬車、窓、金銀食器への課税を免除される、というような処置が考えられる。

4) 軍隊規律の改善のため、および戦争の知識と実際を全軍隊に浸透させるため、5, 6 千人の兵士を、戦争中の同盟国への補助部隊としてイギリスが扶養し、この部隊を時おり交替させる。

以上の計画をケイムズは「ローテーションと常備軍における不断の労働という中庸」*the golden mean of rotation and constant labour in a standing army*<sup>3)</sup> と呼び、これが、その提案にあたってかれの念頭にあった諸問題に答えるものであるかどうかみずから問うのである。まず、外敵の侵入に際して安全保障となりうるかという疑問に対して、ケイムズは、数年後には、正規の（6 万人の）軍隊のほかに、同数の同じように十分に規律のあるもう一つの

- 
- 1) 公共事業の私的な請負人にたいして、給料の半額で兵士を提供することも考慮に入れられている。「兵士の日給が 10 ペンスだとすれば、1 日 5 ペンスという低賃金で、厳格な規律をうけている多数のがんじょうな仲間を自由に使えるということは、広範な改良を大いに促進せしめるであろう。」*Ibid.*, p. 19.
  - 2) 将校、とくに無給の将校は、上流階級の人々 *men of fashion, men of birth* によって占められることになっている。
  - 3) 公職につくことを望むあらゆる人々にも同様な条件が必要とされるが、聖職者や法律家は、かれらの職業にかんがみて、例外とされている。*Ibid.*, p. 19.
  - 4) *Ibid.*, p. 35.

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

軍隊の指揮権をもつことになり，ひいては，隣接諸国の軍備増強に対するねたみや憂慮から解放される点を指摘する。<sup>1)</sup> 次に，国民の自由にとって危険であるかどうかという点については，かれは，無給で兵役につく多数の貴族や郷士 **nobility and gentry** は，自分自身と祖国を奴隸にするような誘惑にかられることはなく，国王の野心的な考えに対する強固な防壁となるであろうと主張し，さらに，たとえ正規軍が全面的に腐敗したとしても，国民は，戦士として信頼しうるような人物からなる予備軍によって支えられている点を指摘する。<sup>2)</sup> そして最後に，産業活動と両立しうるか，つまり国民にとって「勤勉と節制の学校」となりうるかという点については，軍隊における不断の労働が必ず勤勉の精神を生み出すと主張され，さらに提案された計画は，地位と財産のある青年たちにとって，すぐれた教育の場となることが指摘される。ケイムズは当時の上流階級の子弟の墮落した生活ぶりを嘆き，<sup>3)</sup> 新しい軍事制度がその解毒剤となることを期待する。軍事技術の習得，部下の訓練，公共事業の遂行，軍事戦略の指揮に従事することによって，「青年時代の誘惑されるような悪徳や，のらくらした不品行から守られた若き紳士たちは，もしも7年間の兵役のあいだに，読書や思索を完全に怠るとすれば，嘆かわしくも，才能に欠陥があるにちがいない。」<sup>4)</sup> かれらは，多くの好敵手とともに，一連の公共事業にたずさわることに

1) *Ibid.*, p. 27.

2) 「戦争の技術に熟達し，その兵士たちから愛されているイギリスの国王が，フランスとの戦争において，みずからの部隊の先頭に立ち，勝利をえた一つ以上の合戦ののち，自国民に有利な条件で敵国と講和を結んだと想定してみよ。かれの意志に忠実な勝ち誇った軍隊を率いてかれが帰国したとき，われわれは，みずからの自由にとってどんな安全保障をもっているのか。わたくしは現在の形態のもとでの常備軍のことについて語っているのである。」 *Ibid.*, pp. 27—8.

3) *Ibid.*, p. 28.

4) *Ibid.*, p. 27.

5) 「わが青年たちは文字通り世界を<見に>外国へ出かける。なぜなら視野をこえてものごとを深く洞察することなどは青年たちから期待できないからである。かれらははなやかな宮廷にしげしげと通い，そこでかれらは虚飾，奢侈，偽善的な徳性，および本物の悪徳いがいには模倣すべき何物も見出さない。」 *Ibid.*, p. 30.

6) *Ibid.*, p. 30.

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

なるので、事業 **business** の習慣を身につけ、たえず公共のことがらに関与することになるので、愛国心が支配的な感情となるであろう。<sup>1)</sup>

こうしてケイムズは自己の軍事改革案を次のとてばによってしめくくるのである。「現在の形態における常備軍は、自由にとって危険であり、より強力な軍隊に対しては弱々しい堡壘にすぎない。他方、その臣民がすべて兵士であるような国は、製造業と商業によって強力になる希望をいたいてはならない。その国は、なるほど力強く防衛されるが、ほとんど防衛されるに値しないのである。ローテーションと常備軍における不断の労働という中庸は、戦争のためにも平和のためにも、多数の人々に規律を教えこむであろう。このようにして防衛される国民は打ち勝ちがたいものとなるであろう。」<sup>2)</sup>

以上のケイムズの軍事論は、産業活動を害することなく軍事精神を育成し、同時に貴族、地主階級の子弟を教化する手段として提案されたものであった。それはローテーションによって、たえず国民の一定部分を正規軍＝常備軍の中に送り込むことを意図していた。その意味で、これは、民兵の性格と常備軍のそれを兼ね備えたものであると考えられる。かれは、現在のもとでの常備軍では、国民の自由が保障されえないという観点から、貴族、地主層を上級将校とする常備軍の創設の必要性を説くのである。これに対して、スミスは軍事力の観点から、常備軍の圧倒的優位を主張し、かつ、政治的権威を維持することに最大の利益を見出す人々に、軍事力がゆだねられるばあいには、つまり、貴族と郷士が軍隊の主要な将校であるばあいには、常備軍は自由にとって危険ではないと考えるのである。しかもスミスは、現実のイギリスの常備軍の構成をほぼこのようにみなしていたのである。ここには、社会の防衛、秩序維持にはたす貴族、郷士、つまりスミスのいわゆる「自然的貴族階級」natural aristocracy<sup>3)</sup> の役割については、両者の見解に共通点がみられるが、イギリスの常備

1) *Ibid.*, p. 31.

2) *Ibid.*, p. 35.

3) スミスは、主権者が自然的貴族階級によってだけでなく、よく規制された常備軍によ

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

軍についての事実認識の相違がある。総じて、常備軍問題にかんしては、スミスの方がずっと楽観的であった。徴兵問題にしても、スミスは、戦争がはじまると、わかい義勇兵たちがすすんで応募し、「ほとんど昇進の機会がないのに、かれらの青年らしい空想のなかで、名誉と出世を獲得する無数の機会を、それがけっしておこりはしないのに、えがく」のだと考えている。<sup>1)</sup> また、ケイムズが、戦争終結後、「略奪するか、さもなければ餓死せざるをえない除隊兵士たち」<sup>2)</sup>によって大いに悩まされることを強調するのに対して、スミスは、「さいきんの戦争〔7年戦争〕がおわったときの陸海軍の縮少によって10万をこえる兵士と水兵、すなわち最大の製造業で使用されているのにひとしい数が、とつぜんかれらの通常の業務からなげだされた」にもかかわらず、「そのすべてが武器の使用になれ、そのおおくが強奪略奪になれている10万をこえる人々の境遇のこれほどのおおきな変化から、なにもおおきな動搖がおこらなかっただけではなく、気がつくほどの秩序の混乱もおこらなかつた」と述べている。<sup>3)</sup>さらに、ケイムズが常備軍に、勤労精神の育成と上流階級の青年たちへの教育という過大な期待をかけたのに対して、スミスは、勤勉は日常の商業活動の中からおの

---

っても支持されているようなばあいには、主権者の優越性についての自覚から、「放恣にちかい程度の自由」がゆるされうると考えている。W. N., p. 707, 邦訳(下)163ページ。「各國の自然的貴族階級である、指導的な人々の大部分が、かれらのそれぞれの重要性を保持あるいは防衛することについて有する力に、自由な統治のあらゆる制度の、安定性と継続性がかかっている。」*Ibid.*, p. 622, 邦訳(下)108ページ。この自然的貴族階級は、アメリカにおいては、「商店業者、小商人、弁護士から……政治家、立法者となった」人々であると理解される。Cf. *Ibid.*, p. 623, 邦訳(下)109ページ。

- 1) *Ibid.*, p. 126, 邦訳(上) 97ページ。「危険にたいする軽蔑と成功にたいするなまいまきな希望が、人生のうちで、わかい人々がかれらの職業をえらぶ年齢ほど、活発なときはない。そのときに、不幸へのおそれが、幸運への希望を相殺しうることが、いかにすくないかは、上流の人々がいわゆる自由職業にはいろいろとする熱意よりも、ふつうの人々がすすんで兵士に応募したり、船員になったりする気持のなかに、ずっとあきらかにみられる。」*Ibid.*
- 2) Lord Kames, *op. cit.*, p. 29.
- 3) W. N., pp. 469-70. 邦訳(上) 389ページ。

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

すと生み出されると考え,<sup>1)</sup> 上流階級の子弟の墮落については、当時の停滞したヨーロッパの諸大学に批判の矢を向けるのである。<sup>2)</sup>

## III アダム・スミスにおける武勇の精神

それでは、人民大衆における武勇の精神の維持についてはどうであろうか。ケイムズにおいては、ローテーション制のけっか、軍事訓練を身につけた一定の予備軍が存在することになる。スミスにおいては、武勇の精神の問題は、『国富論』第5編の「防衛費」の箇所では正面からとりあげられずに、同編の「教育論」(青少年の教育のための諸機関の費用について)のなかで言及されることになる。かれは文明社会における武勇の精神の衰退という問題を論じつつ、ふたたび常備軍と国民の自由との関係に触れて、人民大衆の「兵士の精神」の維持の必要性について次のように述べる。「あらゆる社会の安全保障はつねに、人民のおおきな集団の武勇の精神に、おおかれすくなかれ依存するにちがいない。たしかに現代においては、武勇の精神が、それだけで、すぐれた規律ある常備軍にさえられていないならば、どんな社会の防衛と安全保障にも十分であることは、おそらくないであろう。しかし、各市民が兵士の精神を有すると

- 1) 「取引が頻繁なところではどこでも、人は何か一つの契約によってよりも、むしろ誠実と几帳面によって、全体として儲けることを期待する。……民衆の大部分が商人であるときには、かれらはつねに誠実と几帳面さを普及させる。したがってこれらは商業国民の主要な徳性なのである。」 *Lectures*, pp. 254—5, 邦訳 454ページ。
- 2) ケイムズと同様に、スミスも、上流階級の子弟たちの「世界を見る」にすぎない外国旅行に否定的な態度を示す。「[かれらは] うぬぼれがつよく、無節操に、放蕩になり、学問にも事業にもまじめに従事することができなくなつて、かえってくる。生涯のこのはやい時期に旅行するというような、きわめて背理的な慣行を、評判のいいものとすることがとにかくもできたのは、諸大学がみずからあまんじておちいった不信用のほかには、なにもない。」 *W. N.*, pp. 773—4, 邦訳(下)195ページ。
- 3) 「改良が進歩するうちに、軍事的訓練の実施は、政府がそれを支持するために適切な骨おりをしないならば、しだいにおとろえていき、そして人民のおおきな集団の武勇の精神も、それにともなうということは、近代ヨーロッパの実例が十分に証明する。」 *Ibid.*, pp. 786—7, 邦訳(下)205ページ。

### アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

ころでは、必要な常備軍はたしかにすぐないであろう。さらにその精神は必然的に、自由にたいして常備軍から生じるとふつうに考えられている危険を、その危険が現実的であれ想像上のものであれ、きわめておおきく減少させる。それは、外国の侵略者にたいするその軍隊〔常備軍〕の作戦活動を、おおいにやりやすくするとともに、かれらが万一その国的基本構造に反対するよううごかされるならば、おなじようにおおいに、かれらを阻止するであろう。<sup>1)</sup>この文脈においては、スミスは、各市民に兵士の精神をもたせる手段として、軍事訓練、しかも民兵による軍事訓練を念頭においているように考えられるが、しかしスミスが、現実の手段として、民兵組織による軍事訓練を提案しているとは理解しえない。「防衛費」の箇所においては、民兵は市民的性格によって特徴づけられており、つまり民兵制度は軍事精神の育成には向きなものとされており、またスミスは、近代民兵制は、スイスのばあいを例外として、人民全體に武器の使用を教えてむことができないと考えていた。こういう点をふまえたうえで、かれは、「臆病もの、すなわち自己を防衛することも復讐することもできない男は、あきらかに、男性の性格のうちの、もっとも不可欠な部分のひとつをかいている」のであるから、「たとえ人民の武勇の精神が、その社会の防衛にたいしては、なにも役にたたなかつたとしても、臆病さがからずそのなかにふくんでいるような種類の、精神的不具、畸型、墮落が、人民のおおきな集団にいっぱいにひろがるのを防止するためには、それはいぜんとして政府のもっとも真剣な配慮にあたいするであろう」と主張するのである。軍事精神の維持を民兵にたよらないとすれば、ケイムズの提案のようなローテーション・システムが考えられるが、しかしスミスは、軍事訓練いがいの方法による人民大衆の武勇の精神=兵士の精神の維持、育成をも念頭においていたのである。それは、国民に対する啓蒙、つまり、武勇の精神の基盤となる公共的な徳性、

1) *Ibid.*, p. 787, 邦訳(下)205ページ。

2) *Ibid.*

3) *Ibid.*, p. 787, 邦訳(下)205—6ページ。ここでは、武勇の精神は「常備軍の背後の、いわば二次的な防衛力として考えられているにすぎない。」水田洋、前掲論文、20ページ。

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

公共精神の育成である。かれは、分業の弊害として、「知的・社会的・および軍事的な徳」が犠牲にされることを指摘するが、このさいごの軍事的な徳の犠牲は、自分の国の重大で広範な利害関係について正当な判断をすることができないということから生じるものであった。<sup>1)</sup> スミスによれば、未開人が戦士であり、同時に政治家でもあるのは、各人が「その社会の利害関係およびそれを統治する人々の行動について、一応の判断を形成することができる」からであった。それは、未開社会の組織の単純性と各人の業務の多様性に帰せられるが、これに対して、文明社会においては、社会全体の業務には無限の多様性があるにもかかわらず、人民大衆は单一の業務に、しかも単純な作業に専念するようになり、視野がせばめられる。<sup>2)</sup> ところが、この社会全体の業務の多様性は、「自分たちはなんの特定の業務にもつかないで、他の人々の業務をしらべるひととこのみをもつ人々」の思索にたいして、無限の多様性をもった対象を提供するのであって、かれらは、みずから精神を、無限の比較と結合に使用し、鋭敏で包括的な理解力を養うようになる。<sup>3)</sup> スミスは、「これらの少数の人々が、たまたま、あるきわめて特殊な地位におかれるのでなければ、かれらの偉大な能力は、かれら自身にとっては名誉あるものだとはいえ、かれらの社会のすぐれた統治あるいは幸福にたいしては、きわめてわずかしか貢献しないであろう」という。こういう「少数の偉大な能力」が一般大衆のせばめられた視野を拡大させるこ

1) W. N., p. 782, 邦訳(下)201ページ。

2) Ibid., p. 783, 邦訳(下)202ページ。

3) Ibid., pp. 783-4, 邦訳(下)202ページ. Cf. *Lectures*, p. 255, 邦訳 455ページ。

4) Ibid., p. 783, 邦訳(下)202ページ。

5) Ibid. このあたりのスミスの叙述は、かれの初期の著作（遺稿）「天文学史」におけるシステム形成論をほうふつさせる。それは、複雑な対象（および旧来の学説体系 system）を、共通のコミュニケーションの場となる首尾一貫した「システム」としてとらえなおす過程であった。拙稿「アダム・スミスとスコラ論理学」『経済学論究』第30巻第4号、1977年1月、44-5ページ参照。スミス「天文学史」の内容の詳細な検討については、天羽康夫「スミス「天文学史」についての一考察」『高知大学学術研究報告』第25巻社会科学第7号、1977年3月を参照。

### アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

とに用いられねばならないのである。自分の国の利害関係について関心がない人々に、公共的な徳性を植えつける効果的な方法は「公共行政の偉大な体系」<sup>1)</sup>を叙述することであるとスミスは考える。かれが、アメリカの民兵の軍事力を高く評価したのも、戦場でいくたびも戦闘をくぐりぬけた民兵は、あらゆる点で常備軍になるということだけに、その理由を求めたのではなく、「指導的な人々」および兵士たちが、その国の利害関係について正当な判断を下しうる状況にあったと考えたからであろう。<sup>2)</sup>

武勇の精神は、文明社会において失われつつあるものであった。スミスにおける武勇の精神 *martial spirit* は、内容的には、文明人のもつ柔弱さ *effem-*

- 1) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Oxford, 1976 (以下 *T.M.S.* と略す), p. 186, 水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房, 1973, 283ページ。「政治学の研究ほど、公共精神を促進する傾向が多いものはない。すなわち、市民政府のさまざまな体系、それらの長所と短所について、われわれ自身の国の政治構造、諸外国との関連でのその国地位と利害関係、その商業、その防衛、それが苦労している不利な点、それがさらされるかもしれない危険、前者をどのようにして除去し、後者をどのようにして防止するかについての、研究である。」*Ibid.*, p. 186, 邦訳 284ページ。この「体系愛好」*love of system* (*Ibid.*, p. 185, 邦訳 281ページ) と「天文学史」における「学問発生の<驚異>論および<哲学とは自然の connecting principle の科学である>……とする chain の論理」の方法上の類似性については、山崎怜「アダム・スミスと国家——『国富論』第五編にかんするノート——」大河内一男編『国富論研究』Ⅲ, 筑摩書房, 1972年, 128—30ページ参照。
- 2) 「ものごとが到達してしまった状態において、われわれの諸植民地は力だけで容易に征服されるであろうと、ひそかにおもっている人々は、たいへんな低能である。……〔自分たちの大陸会議とよんでいるものの諸決議を、現在、左右している人々は〕商店業者、小商人、弁護士から……政治家、立法家となつたのであり、ひとつの広大な帝国のあたらしい統治形態を、つくりだすことにはあたっているのであって、その帝国は、世界に今まで存在したかぎりでは、もっともおおきくもっともおそるべきもののひとつになるであろうと、かれらはひそかにおもっている。……大陸会議のすぐしたできまざまなやりかたで活動している、おそらく5百のさまざまな人々、またそれらの5百人のしたで活動している、おそらく50万の人々は、すべて、おなじようにして、かれら自身の重要性がそれにおうじて上昇したと感じている。」W. N., p. 623, 邦訳(下)109—110ページ。本稿95ページ、脚注 3) 参照。

## アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神

inacyへのアンチ・テーゼであり、その意味で「部分人を全人に近づける方法として重視されている」<sup>1)</sup>ものである。スミスは道徳理論において、文明人と未開人の徳性を、「愛すべき徳性」 amiable virtues（感受性）と「尊敬すべき徳性」 respectable virtues（自己規制）によって対比させ、武勇の精神の実践面での育成は、自己規制のなかに求めたのであった。

- 
- 1) 水田洋、前掲論文、21ページ。「[スミスは] 武勇の維持を教育の一環として、知的能力の維持と平行して、文明社会のなかで全人を実現する手段としている。」同上。スミスの道徳理論における全人、つまり「もっとも完全な徳性をもっている人」は、もっともするどい感受性 sensibility と、完全な自己規制 self-command とをかねそなえた人である。T. M. S., p. 152, 邦訳 265ページ。
  - 2) T. M. S., pp. 204—8, 邦訳 314—8 ページ。